

# ダイナースクラブ ビジネスカード会員特約/ ダイナースクラブ ビジネスプレミアムカード会員特約

## 第1条(用語の定義)

- 1.本特約により、ダイナースクラブカード/TRUST CLUBカード会員規約(以下「会員規約」という)における「本会員」を「基本会員」に、「家族会員」を「追加会員」と読み替えるものとします。
- 2.本特約で特に定義されていない用語は、会員規約の語句の用語の意味と同様とします。
- 3.本特約に定めのない事項については、会員規約を準用するものとします。

## 第2条(会員)

- 1.「基本会員」とは、ダイナースクラブ ビジネスカードおよび、ダイナースクラブ ビジネスプレミアムカード(以下「カード」という)への入会を三井住友トラストクラブ株式会社(以下「当社」という)に申し込み、当社が入会を認めた方をいいます。なお、基本会員は、法人、団体等(以下「法人等」という)の代表者、役員、または個人事業主とします。これら以外の法人等の職員に対し当社が基本会員として入会を認める場合、別途証明書類等の提出を求める場合があります。
- 2.「追加会員」とは、基本会員が役員を務める法人等および個人事業の役員あるいは従業員とし、基本会員が当社に対する代金の支払その他一切の責任を引き受けることを承認し、当社が入会を認めた方とします。

## 第3条(支払口座)

- 1.基本会員は、会員規約第8条(代金の支払い)第2項に規定する支払口座については、基本会員が役員を務める法人等の法人名義口座を設定するものとします。なお、基本会員が個人事業主(自営業)である場合には、個人名義口座(屋号口座を含む)を支払口座に設定するものとします。ただし、当社が別途認める場合はその限りではありません。
- 2.前項に定める法人名義口座を支払口座として設定する場合、基本会員は、当社が指定する方法により当該法人等において適切な承認を得るものとし、当社が必要と判断し当該承認を証明する書類の提出を求めた場合は遅滞なくこれに応じるものとします。

## 第4条(付帯カード)

当社は、「ビジネス・アカウントカード」および「リボルビングカード」について、本カードに係る付帯カードとしては貸与しないものとします。

## 第5条(カード維持手数料)

- 1.当社が追加会員についてあらかじめ設定した会員数を超過してカードを新たに発行し、貸与する場合、会員は当社が定めるカード維持手数料を支払うものとします。なお、カード維持手数料は会員規約第8条(代金の支払い)第1項に規定する約定請求債務として基本会員に請求されるものとします。
- 2.ダイナースクラブ ビジネスカードは、2枚を超過して追加カードを発行し、貸与する場合、会員はカード維持手数料を支払うものとします。ただし、ダイナースクラブ ビジネスプレミアムカードの追加カードには、カード維持手数料はかからないものとします。
- 3.基本会員は、当社に対し、当社がご利用代金明細書で通知した期日に、会員規約第8条(代金の支払い)第2項に定めるのと同様の支払方法にて、所定のカード維持手数料を支払うものとします。なお、支払済のカード維持手数料は、退会の申し出がなされた場合、会員資格が取り消された場合、その他理由の如何を問わず原則として返還しないものとします。また、カード利用の停止(付帯サービスの提供の停止を含む)がなされた場合であっても、これを理由としてカード維持手数料の支払いを拒むことはできないものとします。

以上  
2023年6月1日改定

## ■追加会員のカード維持手数料について

|              |       | ダイナースクラブ<br>ビジネスカード | ダイナースクラブ<br>ビジネスプレミアムカード |
|--------------|-------|---------------------|--------------------------|
| カード維持<br>手数料 | 2枚目まで | なし                  | なし                       |
|              | 3枚目以降 | 1枚当たり年間5,500円(税込)   | なし                       |